

平成 28 年 12 月

お客様各位

普通貯金および貯蓄貯金のご利用の停止等に係る期間について

いつも J Aバンク茨城をご利用いただき、ありがとうございます。

一定の期間ご利用のない普通貯金口座、貯蓄貯金口座については、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。このため、普通貯金および貯蓄貯金のお取引（キャッシュ（ローン）カードを含む）のご利用につきましては、下記の期間、お客さまによるご利用のない場合には、貯金取引を停止または貯金口座を解約（別管理）させていただく場合がありますので、お手元に長い間ご使用になっていない通帳・カードがございましたら、ご確認ください。

なお、貯金取引が停止された貯金口座について改めてご利用を希望される場合には、通帳と印章および本人確認書類（運転免許証等）をご持参のうえ、各支店窓口へお申出ください。

また、解約させていただいた貯金口座に残高があった場合には、所定の手続によりお支払いいたしますので、各支店の窓口へお申出ください。

記

○貯金取引のご利用が停止または解約される場合

最終取引日（最終の預入れ・払戻し等）から 10 年間利息決算以外のお取引がない貯金口座（残高にかかわらず）につきましては、J A決算日を基準にご利用を停止または解約させていただくことがあります。

この場合、預入れ・払戻し（カードのご利用を含みます）のほか、振込入金、口座引落等ができなくなります。

なお、10 年以上利息決算以外のお取引がないこととなる場合で、貯金残高が 1 万円以上の場合は、事前（J A決算日の約 1 年前）にお客様にダイレクトメール（「お取引内容のご案内」）にてご案内を作成・送付しておりますが、1 万円未満の場合は、原則として作成・送付いたしませんのでご注意ください。

以 上

詳しくは各支店の窓口へお問合せください。

J Aバンク茨城／J A常陸・信連